新潟県 教育月報 7・8 月合併号

第846号
令和２年７月１日発行
編集人、発行人
新潟県教育委員会

＜今月号の記事＞

		対象校種
１：教育ニュースライン	Ｐ１	全種
２：教職員の事故防止と服務規律の確保について	Ｐ２～５	全種
３：子ども読書活動の推進について	Ｐ６	全種
４：いきいき県民カレッジ「活用手帳」について	Ｐ７～８	全種
５：ラ・ラ・ネット（新潟県生涯学習情報提供システム）、生涯学習相談の紹介	Ｐ９	全種
６：埋蔵文化財センターにおける職場体験について	Ｐ10～11	全種
７：インフォメーション	Ｐ12	全種

教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

少年自然の家での宿泊を伴う利用受入れを再開しました

７月１日(水)から、少年自然の家での宿泊を伴う利用を再開します。

当面の間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、野外炊さん等調理活動は休止します。

宿泊利用の際は、部屋の利用者数を半数以下とし、就寝前及び起床後の検温の実施を求める等、感染拡大防止対策を徹底します。

その他、詳細につきましては、ホームページを御確認ください。

【県少年自然の家URL】

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shizen/

県立高等学校登校時の通学臨時バスの運行を開始しました

県立高等学校の時差登校終了により、６月15日(月)から通常登校が開始されました。本格的な学校再開に伴う登校時の生徒や保護者の不安を軽減するため、臨時の通学バスの運行を始めました。

実施期間を６月15日(月)から７月31日(金)までの土日祝日を除く毎朝として運行します。路線は寺尾駅、新津駅、亀田駅、豊栄駅から白山駅に向かう４路線、直江津駅から高田駅、南高田駅に向かう２路線、新井駅から高田駅、南高田駅に向かう２路線、春日山駅から南高田駅に向かう１路線の計９路線です。

新潟県教育委員会６月定例会が開催されました

６月11日(木)に新潟県庁内にて新潟県教育委員会６月定例会が開催されました。

新型コロナウイルスにより休校していた学校の再開や、体罰の実態把握に係るアンケート調査の結果について報告がありました（関連記事：Ｐ２～５「教職員の事故防止と服務規律の確保について」）。

教職員の事故防止と服務規律の確保について

義務教育課・高等学校教育課

はじめに

教職員は、常に高い倫理観や使命感をもち、児童生徒の人格形成を支援するという重大かつ崇高な責務を抱えています。

各学校に対しては、事故防止と服務規律の確保に努め、全職員体制で非違行為の根絶に向けた取組をお願いしています。しかし、依然として教職員の不祥事は後を絶たず、学校教育に対する県民からの信頼が損なわれかねない状況にあります。

本号では、昨年度の教職員事故と非違行為について報告します。各学校では、具体例を参考として、教職員が一丸となって非違行為の防止に取り組んでもらいたいと思います。

教職員事故の発生状況について

表１　教職員事故の件数　（各年度内報告件数）

		義務教育諸学校		県立高等学校等	
年　度		元年度	30年度	元年度	30年度
交通事故	被害事故	8	9	25	34
	加害事故	6	15	58	41
	飲酒運転	1	1	0	0
	速度超過	2	1	1	2
	自損・物損等	13	34	3	3
負傷事故(交通事故以外)		108	81	39	22
非違行為(交通事故以外)		8	1	8	7
病気等の死亡		12	9	7	1
その他		0	0	0	0
総計		158	151	141	110

※表１の教職員事故件数には、県立学校の事務職員等による事故件数も含まれる。

１　義務教育諸学校

義務教育諸学校（公立特別支援学校を含み、新潟市立学校を除く。）における教職員の事故の総数は158件で、前年度より７件増加しました。懲戒処分件数は14件で、前年度より10件増加しました。特に性非行など、免職に至る重大な事故が３件発生、その他にも前年度に比べ個人情報流失、体罰も多く発生しました。

今後も危機感をもち、非違行為根絶の取組を強化するとともに、教職員の不注意による事故防止への意識を一層高めていく必要があります。

２　県立高等学校等

県立高等学校及び中等教育学校における教職員事故の総数は141件で、前年度より31件増加しました。交通事故による懲戒処分件数は１件で、前年度より３件減少しましたが、事故の総数は前年度より増加しており、特に交通加害事故や負傷事故が増加しました。

県民からの信頼を大きく損なうことがないよう、教職員一人一人がこうした状況を自分のこととして受け止め、全教職員で事故防止、非違行為の根絶に向けた取組を行っていく必要があります。

交通事故の防止

表２　各年度の教職員の交通事故処分件数

	義務教育諸学校		県立高等学校等	
年　度	元年度	30年度	元年度	30年度
加害事故	3	1	0	3
飲酒運転	1	1	0	0
速度超過	2	1	1	1
その他	0	0	0	0
総　計	6	3	1	4

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表１の事故発生件数と表２の処分件数が一致しない場合がある。

１　飲酒運転の根絶

飲酒運転は、教育への信頼を損なうだけでなく、その社会的責任が極めて大きい違法行為です。また、人の生命にかかわる重大事故に結び付く、極めて悪質かつ危険な行為です。

県教育委員会は、飲酒運転を行った教職員に対しては、「酒酔い」「酒気帯び」の別や事故の有無にかかわらず、原則として「免職」、同乗した教職員や飲酒を勧めた教職員も「免職」又は「停職」という厳しい処分で臨んでいます。

昨年度も、飲酒運転が義務教育諸学校で発生したことを重く受け止めなければなりません。教職員一人一人が行為の重大性を厳しく認識するとともに、自校から飲酒運転を出さないための取組が各学校に求められます。

２　速度超過違反の防止

速度超過違反は、死亡事故や重大事故を引き起こす極めて危険な行為です。30km／h（高速道40km／h）以上速度超過の運転は、危険度の高い悪質な違法行為として道路交通法で罰金などの刑事罰が科せられるとともに、行政処分として運転免許の停止処分を受けることになります。

県教育委員会では、このような速度超過違反を懲戒処分の対象としており、昨年度は義務教育諸学校で２件、県立高等学校等で１件、合計３件の事案で懲戒処分を行いました。その中には、高速道路で、約束の時間に遅れそうになりスピードを出したという事案もありました。

児童生徒の交通安全教育に携わる教職員は、自らが率先して交通法規を守り、交通事故防止に努めなければなりません。速度超過違反は一人一人の心掛けでゼロにできます。ハンドルを握る際は、常に心と時間にゆとりをもち、制限速度を遵守することが大切です。

３　交通加害事故の防止

相手方に重傷（全治30日以上）を負わせ、懲戒処分となった加害事故が義務教育諸学校で３件発生しました。

交通加害事故の多くは、一時不停止やわき見運転、前方不注意など、運転に集中していれば防ぐことができるケースがほとんどです。発生場所はその多くが交差点となっています。交差点では楽観的な予測に基づく「だろう」運転ではなく、危機意識をもった「かもしれない」運転を心掛け、確実な一時停止と入念な左右確認を行い、事故を起こさない安全走行に努めることが大切です。

万一、加害事故を起こした場合は、被害者への救急措置に全力で当たり、警察への届出を行うなど、運転者や同乗者としての当然の義務を果たすとともに、被害者や家族への誠意ある初期対応が求められます。また、損害賠償等事故後の措置についても、丁寧かつ誠実な対応が求められます。

交通加害事故は、刑法により懲役、禁錮又は罰金刑を科せられる場合もあることを自覚し、十分な安全確認と慎重な運転を行い、事故防止に努めてもらいたいと思います。

非違行為（交通事故以外）の防止

令和元年度に処分された非違行為の件数（交通事故を除く。）は表３のとおりです。以下、主な非違行為の事例等を紹介するとともに、その行為に係る問題の所在と今後の対策について考えてみます。

表３　各年度の教職員の非違行為処分件数（交通事故以外）

	義務教育諸学校		県立高等学校等	
年　度	元年度	30年度	元年度	30年度
窃盗・横領	0	1	0	0
著作権法違反	0	0	0	0
体罰・暴力行為	2	0	2	1
性非行・セクハラ	3	0	0	1
情報紛失・流出	2	0	0	0
管理監督責任	0	0	1	0
その他	1	0	5	5
総　計	8	1	8	7

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表１の事故発生件数と表３の処分件数が一致しない場合がある。

１　体罰・暴力行為の防止

前年度に引き続き、令和元年度も体罰実態調査を実施しました。調査の結果、全校種合わせて82件（前年度は91件）の報告がありました。そのうち、体罰と判断されるものが10件、体罰には該当しないものの、不適切な指導が27件ありました。体罰件数が増加するなど、依然として体罰がなくならないことを県教育委員会として重く受け止め、厳正に対処するとともに、根絶に向けた取組を一層強化してまいります。

調査結果の校種別の内訳は、体罰と判断されたものが義務教育諸学校で３件、県立高等学校及び中等教育学校で７件ありました。事故発生時に教職員自らが管理職に申告するなどし、訓戒等の処分済みの事案もありますが、児童生徒、保護者、教職員からのアンケート調査によって、はじめて明らかになった事案もありました。また体罰にあたらないまでも、指導の過程で何らかの有形力が行使されたり、身体的な苦痛は伴わないが不適切な指導が、義務教育諸学校で17件、県立高等学校及び中等教育学校で10件報告されています。この中には、教職員による児童生徒の心を傷つけることにつながるような軽はずみな発言や暴言などで、精神的な苦痛を与えている事案もあります。

また、経験年数が多い教諭による有形力の行使、児童生徒の心を傷つけるような言葉の暴力が依然として見受けられます。体罰は違法であり、児童生徒への指導として決して許されるものではありません。体罰による被害が軽微であっても、基本的人権の尊重の観点から容認されません。近年、体罰に関する県民感情は一段と厳しくなっていることを認識する必要があります。

【事例１】　自習時間に落ち着かない態度の生徒に対し、廊下で長時間正座をさせた。
【事例２】　授業中に忘れ物をした生徒の頭をプリントの束で１回叩いた。

＜問題の所在＞

(1) 体罰は、殴る蹴るなどの行為の他に、長時間の正座や直立姿勢の保持など肉体的な苦痛を伴う行為も体罰であることをしっかり認識していなかった。
(2) 学級が落ち着かない状態を改善しようと焦る気持ちから、児童生徒の行動に思わず感情的になり体罰を行った。
(3) 叩くなど、普段の大人同士の関係ではやらない行為も指導であれば許されるという甘い認識をもっており体罰に至った。

＜今後の対策＞

(1) 管理職は、児童生徒に威圧的な態度や粗暴な言動が見られるなど体罰の前兆が見受けられる教職員、精神的なゆとりやおおらかさを失っている教職員に対して、時機を失することなく声かけを行い、態度や言動に対して具体的な指導を行う。
(2) 教職員は、児童生徒の人権を尊重した教育を推進する立場にあることを常に忘れずに適切な指導を心掛け、体罰は児童生徒の人権を著しく損ねることを自覚する。
(3) 教職員は、平成25年３月13日付けで文部科学省から発出された「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」等を参照し、どの行為が体罰に当たるかについて正しく理解し、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った認識をもたない。
(4) 日頃から教職員全体で児童生徒の情報交換を行い、問題行動等に対して学校全体で当たる生徒指導体制づくりに努める。
(5) 行き過ぎた不適切な指導が行われていないかを、学年部や教科部の職員同士で、また、部活動顧問が活動場所単位で日常的に点検できる体制を、管理職が整備する。

２　個人情報紛失・情報漏えい等の防止

令和元年度に、個人情報の紛失・漏えいが、義務教育諸学校と高等学校等合わせて11件発生しました。昨年度は13件で、２件減少しました。

【事例３】　個人情報が記載された紙が裏紙として再利用され生徒に配付された。

【事例４】　高等学校授業料等・諸会費納付届を生徒を通じ保護者へ返却する際、誤って口座番号が書かれた他の保護者宛の文書も一緒に配布した。

＜問題の所在＞

(1) 電子データでの個人情報については、学校の個人情報管理規程が徹底されている場合は多い。しかし、紙媒体の個人情報の管理が不十分である。

(2) 個人情報の重要性に対する意識が希薄であり、その取扱い及び管理方法が不十分である。

＜今後の対策＞

(1) 管理職は、個人情報の取扱いに関する校内規定の見直しを図るとともに、教職員が個人情報の管理について、確実に実行できる具体的な取組を行う。

(2) 教職員は、個人情報を扱う際には、常に複数で対応する等、危機管理意識を高める。特に答案の紛失やメールアドレスの流出などの事故を起こさないよう十分注意する。

※校務に使用するパソコンには、公用・私用の別に関わらず、情報流出の危険性のあるソフトを決してインストールしないこと。また、ウイルス対策ソフトをインストールするとともに、その更新を確実に行うこと。

※管理職の許可を得て個人情報を持ち出すときの手続き、元に戻したときの報告の手順等を、全職員で確認すること。

３　性非行・ハラスメント等の防止

性非行は、教職員としての基本的な資質に欠ける重大な非違行為であり、被害者に深い心の傷を残します。また、ハラスメントは働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為です。懲戒処分の基準では、強制わいせつ行為を行った教職員は「免職」又は「停職」であり、特に児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は「免職」とされます。

性非行については、昨年度、義務教育諸学校で、未成年者への買春行為で２名の職員が免職処分になるなど、著しく信用を失墜する行為があり、緊急の校長会を全県で行うなどの対応をとりました。

職場内におけるハラスメントについても、セクシャルハラスメントだけに限らず、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント等についても防止に向けた対応が必要です。再度以下の点を十分に確認し、今後新たな性非行等が発生しないよう取り組んでもらいたいと思います。

＜発生防止への留意点＞

(1) 性非行は、教育に対する信頼を根底から失わせるとともに、児童生徒の人格形成に多大な悪影響を与える行為であり、絶対に許されるものではないことを一人一人の教職員が十分に自覚する。

(2) ハラスメント等の防止について、所属長をはじめとする教職員一人一人が問題意識をもち、ハラスメントの防止に努める。

(3) 平成29年４月に県教育委員会が改正した「ハラスメントの防止及び対応について」を活用し、所属におけるハラスメントの防止や問題が生じた場合の対応等について確認する。特に、マタニティーハラスメントに関しての理解を深め、防止に向けて意識を高める。

おわりに

学校教育は、児童生徒、保護者、地域との信頼関係のもとに成り立っています。その信頼は、教職員一人一人の不断の努力により築かれるものです。しかし、教職員の非違行為は今までの努力を一瞬にして無とし、培ってきた信頼を根底から失わせるものです。一度損なった信頼関係を回復するには、多大な労力と時間を要します。

管理職においては、全職員体制での非違行為根絶に向けた取組を引き続きお願いします。また、業務の効率化を一層図ることにより、教職員の多忙化解消に努め、教職員のやりがいを高めながら、開かれた職場環境づくりに取り組んでもらいたいと思います。

子ども読書活動の推進について

生涯学習推進課

はじめに

子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、県教育委員会では、読書に関するコンクールをはじめ、子ども読書活動の推進に携わる方の研修など、様々な取組を進めています。

今年度の主な取組について紹介します。

読書おたよりコンクール

子どもが読書習慣を身に付け、また、表現する楽しさを実感してもらうため、本を読んで感動したこと・印象に残ったことを絵と文で伝えるコンクールを開催します。

平成27年度から実施し、昨年度は409作品の応募がありました。

【令和元年度　知事賞作品】

募集部門	①園児～小学校３年生 ②小学校４～６年生　③親子
募集期間	７月20日(月)～９月11日(金)
	※詳細は学校にお知らせします。

新潟県中高生ＰＯＰコンテスト

小学生から、中学生、高校生と進むにつれて「不読率」（１か月に１冊も本を読まない人の割合）が高くなっていくことから、読書に関心を持ち、読書を楽しむきっかけづくりとして、中高生による同世代への推奨本の紹介ＰＯＰ（商品等を分かりやすく紹介する広告）を募集します。

優秀作品は、ＰＯＰ及び作品のポスターを学校や公立図書館、書店等に展示します。

平成30年度から実施し、昨年度は946作品の応募がありました。

【令和元年度　知事賞作品】

募集部門	①中学生　②高校生
募集期間	７月20日(月)～９月18日(金)
	※詳細は学校にお知らせします。

子ども読書レベルアップ研修会

学校及び公立図書館・地域等で子ども読書活動の推進に携わる方の資質向上とネットワーク構築を図る研修会を県内５地区・各２回(計10回)実施します。

会場　上越(上越市)
　　中越(燕市・南魚沼市)
　　下越(村上市・佐渡市)

内容　講演

対象　教職員、図書館司書、行政担当者、地域の読書ボランティア等

※詳細は県のホームページを御覧ください。

おわりに

このほか、小学校、読書ボランティア団体、放課後児童クラブ、児童館、特別支援学校等を対象に、子ども読書推奨本貸出も行っております。どうぞ御活用ください。

子どもに読書の楽しさ、大切さを伝える取組に御協力をお願いします。

いきいき県民カレッジ「活用手帳」について

県立生涯学習推進センター

はじめに

このチラシに見覚えはありませんか。

新潟県には、こんな素敵な取組があります。

現在、県教育委員会主催の「いきいき県民カレッジ」では、「成果活用促進」事業を推進しています。

子どもたちのために活動してくださっているボランティアの皆様方お一人お一人のお手元に、ぜひ「活用手帳」をお届けくださいますようお願いいたします。

活用手帳のねらい

ねらいは、２つあります。①生涯学び活躍できる循環型生涯学習社会の実現、②家庭や地域と連携した魅力と活力ある学校づくりです。

「活用手帳」の利用は、ボランティアの皆様方の励みと大きな喜びにつながります。

活動の流れ

① 県立生涯学習推進センターに「活用手帳」の必要数分を申し込みます(県立生涯学習推進センターが「活用手帳」とスタンプを送付します)。

② 学校等でボランティア活動を行った際に、担当者が「活用手帳」にスタンプを押印します。

③ スタンプがたまったら県立生涯学習推進センターに奨励証の申請をします。

④ 奨励証が交付されます。

ボランティア活動の対象例

各学校が認めた活動の全てが対象となります。

具体的には主に下の３つの活動が対象となります。

1 学校支援活動(「見守り隊」等の交通安全指導、ゲストティーチャー・外部講師等としての学校教育活動支援及び、それに準ずる活動)

2 教育委員会が主催する事業における活動(放課後子ども教室、土曜学習、家庭教育支援に係る活動、地域未来塾及びこれらに準ずる活動)

3 公民館、コミュニティーセンター、児童館、青少年教育施設、図書館等が実施する事業におけるボランティア活動

スタンプ数と奨励証

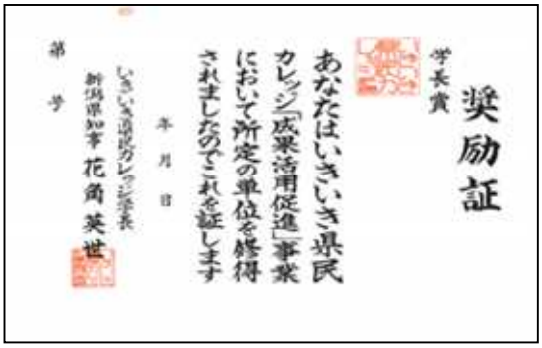

２５個	鳥屋野潟賞	５０個	笹川流れ賞
１００個	美雪賞	１５０個	信濃川賞
２００個	翡翠賞	２５０個	学長賞

学校、そして子どもたちのために支えてくださったボランティアの皆様方の「チカラ」を、「活用手帳」を通じて奨励証という「カタチ」にしていただきたいと思います。

奨励証は、スタンプ数に応じた上記６種類があります。例えば、「活用手帳」にスタンプが25個たまり、県立生涯学習推進センターに申請していただくと、県知事から「鳥屋野潟賞」の奨励証が交付されます。

Ｑ＆Ａ

Ｑ１　必ず所属長がスタンプを押さなければならないのですか？

Ａ１　いいえ。活動内容等を管理・把握している方であれば、学校事務職員、地域コーディネーター、ボランティア活動のリーダー等、どなたでも結構です。

Ｑ２　１時間の活動でなければスタンプを押すことはできないのですか？

Ａ２　いいえ。30分以上の活動については切り上げて１つ押してください。30分未満の活動であっても、合算してスタンプを押すことも可能です。１時間30分程度の活動ならば、スタンプを２つ押してください。

Ｑ３　スタンプは、活動時・活動後に押さなければならないのですか？

Ａ３　原則、活動時・活動後に押しますが、活動時間・活動内容等を把握できる範囲であれば、ある程度まとめて押しても構いません。

ボランティアの皆様方に毎回学校に足を運んでいただく必要はありません。

Ｑ４　「活用手帳」とスタンプ、奨励証は有料ですか？

Ａ４　「活用手帳」とスタンプ、奨励証にお金はかかりません。県立生涯学習推進センターが無料で各学校に送付します。

ただし、奨励証申請のためにスタンプがたまった「活用手帳」を県立生涯学習推進センターに送っていただくための送料は各学校で御負担願います。

Ｑ５　「活用手帳」の申込みは、いつでもできるのですか？

Ａ５　はい。いつでもお申込みいただけます。電話またはファックスでお申込みください。

県立生涯学習推進センターのホームページ「ラ・ラ・ネット」上から「参加申込書」や「実施要項」等をダウンロードすることもできます。

Ｑ６　毎年、申込み継続のための手続きをしなければならないのですか？

Ａ６　いいえ。継続のための手続きは必要ありません。

Ｑ７　「活用手帳」には有効期限はあるのですか？

Ａ７　有効期限はありません。

おわりに

今、「学校を核とした地域総掛かりの地域づくり」、「地域に開かれた教育課程の実現」が求められています。

ボランティアの皆様方に御活躍いただき、学校教職員の負担を軽減するためにも、弾力的に「活用手帳」を運用し、持続可能な充実した取組になるようお願いいたします。

いつでもお気軽にお問い合わせください。

県立生涯学習推進センター
℡　025-284-6110（代表）
https://www.lalanet.gr.jp/

ラ・ラ・ネット（新潟県生涯学習情報提供システム）、生涯学習相談の紹介

県立生涯学習推進センター

はじめに

当センターは、「だれでも・いつでも・どこでも」学べる生涯学習を推進する学習情報提供機関です。教職員にも研修会の指導者等の情報提供を行っています。

当センターの「ラ・ラ・ネット」は、手軽に学習情報を得ることができるシステムです。今回は、学習情報を種類や地区ごとに表示する方法を紹介します。

ラ・ラ・ネット（新潟県生涯学習情報提供システム）

インターネットで「ラ・ラ・ネット」を検索、またはhttps://www.lalanet.gr.jpのアドレスにアクセスすると、次のページが表示されます。

【ラ・ラ・ネットトップページ】

まずは、お住まいやお勤め先の周りにある学習情報を調べてみましょう。

【地区選択による情報表示】

選んだ地区の「学習機会」「講師・グループ」「施設」「指導者」の情報が一括表示されます。しぼりこみ機能を使用すると地区を指定して情報を表示することができます。

ラ・ラ・ネットを見て「指導者と連絡が取りたい。」「詳しく情報を得たい。」となりましたら、当センターへ御相談ください。

生涯学習相談

教職員やＰＴＡなどが学習プログラムを企画する際の学習機会や指導者の選定に関わる相談等も受けております。「ラ・ラ・ネット」で提供しているもの以外の情報を得たい場合は、どうぞ御相談ください。

相談は電話、ファックス、メールで受け付けています。また、当センターに直接おいでいただいても結構です。

センター施設内（県立図書館と併設）には、火曜日から金曜日の13時から15時まで、「生涯学習相談コーナー」も開室しています。

生涯学習に関わる各種資料を多数置いていますので、センターにお越しの際には是非お立ち寄りください。

おわりに

ラ・ラ・ネットには当センターの視聴覚教材や機器の貸出し、施設の貸出し（ホール定員186名、大研修室100名）の情報も掲載しています。是非御活用ください。

感染症の状況によっては、休館、対面での相談の休止等を行う場合があります。御理解と御協力をお願いいたします。

埋蔵文化財センターにおける職場体験について

県埋蔵文化財センター・文化行政課

はじめに

新潟市秋葉区「花と遺跡のふるさと公園」内にある県埋蔵文化財センターでは、県内の遺跡発掘調査で出土した土器や石器などの遺物について、年代や特徴を詳しく分析し、報告書にまとめる作業を行っています。また、木製品や金属製品などの腐食しやすい出土品を後世に伝えるために保存処理を行っています。そして、各時代の代表的な遺物を常設展や企画展で公開し、県民への普及啓発を図っています。

こうした専門的な仕事を理解していただくために、中学生を対象とした職場体験を行っています。また、小学校でもキャリア教育の一環として、職場体験を行う学校もあり、一般公開していない仕事場の見学をしてもらう機会も増えています。本号では、職場体験の内容や取組について紹介します。

職場体験の内容

１　中学校の職場体験

職場体験のメニューは、遺物整理・保存処理・普及啓発の３つに分かれます。それぞれ普段職員が仕事をしている部屋で行うため、仕事場の雰囲気を感じることができるのも特徴です。

遺物整理では、註記(ちゅうき)・接合・実測などを体験します。発掘調査の現場では出土品１点１点に遺跡の名前や出土位置、地層、遺構番号などを記した荷札を付けています。この情報を出土品に記入する作業を註記といいます。土器や石器１点ごとに面相筆を使って数ミリサイズの字を書き入れなければならず、根気のいる作業です。次に、バラバラに出土した縄文土器の接合作業を行います。土器片の位置関係や文様のつながりを識別しながら、パズルのように接合します。そして、こうした縄文土器の正確な図面を作成することを「実測」と呼びます。土器の表面に濡らした画仙紙を破れないように貼り付け、墨を均一に打ち、文様の拓本を取ります。さらに、土器の断面の厚さをキャリパーで測り、真弧(まこ)を当ててカーブや凹凸を記録します。こうした専門的な道具を使うのも当センターならではの仕事です。最後に、土器の色調や特徴を記入し完成です。

【縄文土器の実測】

保存処理では、壊れやすい木製品と金属製品を扱います。木製品の保存処理はトレハロース液に含侵して行いますが、処理前の水洗いを体験します。また、経過を記録するために台帳用の写真撮影も行います。金属製品は、室町時代に使われていた銭貨をエタノールで洗浄し、さび落としの準備をします。そして、専門書を使って銭名を解読する作業を体験します。

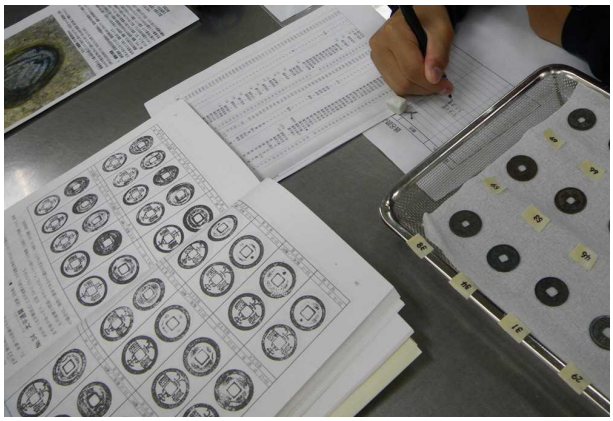

【銭貨の銭名解読作業】

普及啓発では、イベントで使う景品作りなどの準備をします。また、展示について、目的の設定、計画作成、展示品の選定と解説文の作成、広報、予算などを説明し、出土品の展示作業や収納作業を体験します。

最後に、お客様役の職員に対しセンターの紹介をしてもらいます。生徒は職場体験で印象に残った事柄を織り交ぜながら、詳しい解説ができるようになっています。

【出土品の展示作業】

＜中学校の職場体験のプログラム例＞

①センターの機能を知る
②遺物整理
・土器や石器などの遺物の種類を知る
・石器の註記と縄文土器の接合
・土器の拓本を取り、実測図を作成
③保存処理
・木製品の水洗いと収納
・金属製品の洗浄と銭貨名の解読
④普及事業
・体験学習の方法と道具準備
・勾玉作りや火起こしの実践
・展示方法の学習
・展示室における展示作業の実施
⑤体験のまとめと発表

２日間。時間は各50分。

２　小学校の職場体験

キャリア教育支援のため、小学校の校外学習のプログラムとして職場見学を実施しています。

専門的な技術を要するセンターならではの仕事を見学することは、児童にとって大きな刺激になると考えています。さらに効果を高めるため、模造の縄文土器を使った接合体験を取り入れています。複数の児童で協力して土器を組み立て、本物と同様に土器の形や文様の理解につながります。

成果と課題

職場体験に参加した生徒・児童からは、歴史を伝える仕事の意義を理解したことや、今後の仕事を考えるうえで参考になったとの感想が寄せられています。令和元年度は新潟市内の中学校４校が利用し、小学校３校が土器接合体験をしました。今後、さらに多くの学校に利用いただくよう周知を図ります。

＜職場体験に参加した生徒の感想＞

・註記や接合、拓本など、２度とできないような体験をさせていただきました。註記はかなり大変でしたが、しっかりとできたので良かったです。
・様々な仕事を体験させていただき、根気がとても必要で大変な、でもとても大切な仕事であるということが分かりました。
・本物の土器や木製品、お金を使った体験をしてみて、歴史を守る仕事の大切さを学ぶことができました。
・展示作業でお客さんの目線になりながら遺物を並べるのは、とても楽しかったです。
・後世に遺物を伝えることが、ここまで大変だということが分かりました。いままで見てきた展示物が、たくさんの人たちの苦労によって生まれているのだと実感することができました。

おわりに

センターが実施する職場体験は、郷土の歴史に直接触れて、学ぶことができる点が特徴です。ぜひ御利用をお待ちしております。

※コロナウイルス感染症の影響で予定が変更となる場合もあります。

新潟県埋蔵文化財センター
住所　新潟市秋葉区金津93番地１
TEL　0250-25-3981
E-mail　niigata@maibun.net
URL　http://www.maibun.net/

まいぶんちゃん

インフォメーション

●県立近代美術館（長岡市）

「コレクション展第２期」

展示室１・２・３「近代美術館の名品」
○会　　期　６月23日（火）～10月４日（日）
○休 館 日　毎週月曜日
※８月10日(月)は開館
○開館時間　午前９時～午後５時
(観覧券の販売は午後４時30分まで)
○会　　場　県立近代美術館　コレクション展示室
○内　　容　当館所蔵品の中から、展示室１は日本画、工芸、展示室２は油彩画、彫刻、展示室３は版画作品を選りすぐり紹介します。
展示室３では、ジャポニスムの西洋版画と歌川広重の≪東海道五十三次≫を比較展示します。
○観 覧 料　一般430円（340円）
高校・大学生200円（160円）
中学生以下無料
※（　）内は有料20名以上の団体料金です。
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

【中村　彝　《洲崎義郎氏の肖像》　1919 年】

●県立万代島美術館（新潟市）

企画展「THE ドラえもん展 NIIGATA 2020」

村上隆「あんなこといいな　出来たらいいな」（部分）
©2017 Takashi Murakami/Kaikai Kiki Co., Ltd. All Rights Reserved.
©Fujiko-Pro

「あなたのドラえもんをつくってください。」国内外で活躍する28組のアーティストたちに、こんなお願いをしました。1970年の誕生以来、日本中に夢を届けてきたドラえもん。みなさんの心の中にも、思い出のドラえもんや、いつでもそばで優しく助けてくれるドラえもんの姿が、刻まれているのではないでしょうか。変わりゆくこの時代の中で、アーティストたちに「あなたのドラえもん」を表現してもらったら、どんな世界が生まれるだろう。何を願い、未来へ何を伝えてくれるだろう。この展覧会のために、様々な発想や技法によって生み出された作品をお届けします。

○会　　期　開催中～８月23日（日）　※会期延長
○休 館 日　毎週月曜日
※８月10日は開館
○開館時間　午前10時～午後６時
(観覧券の販売は午後５時30分まで)
○観 覧 料　一般1,400円(1,200円)
高校・大学生1,200円(1,000円)
中学生以下無料
※（　）内は有料20名以上の団体料金です。
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。
※「デザインあ展 in NIIGATA」（会期：７月11日～９月22日）は開催中止とさせていただきます。

【お知らせ】
・ご来館の皆様には、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、マスクの着用をお願いします。
・この他にもお願いや注意事項があります。また、今後の状況により予定が変更になる場合もあります。美術館および主催者ホームページ・ツイッター、テレビ等でご確認ください。

県立近代美術館
住所　長岡市千秋３丁目278-14
ＴＥＬ 0258-28-4111
ＵＲＬ https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/

県立万代島美術館
住所　新潟市中央区万代島５－１　朱鷺メッセ内　万代島ビル５階
ＴＥＬ 025-290-6655
ＵＲＬ https://banbi.pref.niigata.lg.jp/

※PDFファイルで御覧の方は、下線部(Webページアドレス)をクリックすると、直接該当Webページにジャンプしますので御活用ください。
※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。
「**新潟県　教育月報**」で検索してください。

発行所　新潟県教育庁総務課
所在地　〒950-8570
新潟市中央区新光町４番地１
電　話　025-280-5587
ＦＡＸ　025-285-3766
E-mail　ngt500010@pref.niigata.lg.jp
Web 版 URL：
https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください。
＜無断転載を禁ず＞